規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年三月十七日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―五―五

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第二十八条　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項の原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第四項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間の同法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、特にやむを得ない緊急の場合は、第四条第三項の規定の適用については、同項第一号中「百ミリシーベルト」とあるのは、「二百五十ミリシーベルト」とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則一〇―五の規定は、平成二十三年三月十六日から適用する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年三月十七日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一五―一四―二八

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十六号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ　職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ　職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第二十二条第一項第十八号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年三月十七日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一五―一五―一一

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当であると認められるとき　七日の範囲内の期間

イ　非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ　非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、隠岐広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十七日

総務大臣　片山　善博

一　許可年月日

平成二十三年三月七日

二　施行年月日

平成二十三年四月一日

三　主な変更内容

㈠　広域連合の処理する事務中「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に、「障害福祉サービス事業（短期入所、共同生活介護及び共同生活援助に限る。）」を「障害福祉サービス事業」に改め、「広域市町村圏計画の策定に関する事務」を削る。

㈡　構成団体の負担金の負担割合を変更する。

○総務省告示第八十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の二の六第二項の規定に基づき、特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年三月十七日

総務大臣　片山　善博

変更年月日	変更後の認定を受けた者の名称	変更前の認定を受けた者の名称
平成二十三年二月十六日	株式会社ジャパン・モバイルキャスティング	株式会社マルチメディア放送

○総務省告示第八十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、平成二十二年総務省告示第三百四十七号（特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十七日

総務大臣　片山　善博

表中「株式会社マルチメディア放送」を「株式会社ジャパン・モバイルキャスティング」に改める。